

委第7号議案

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年12月22日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「記名押印」を「記名」に改める。

第7条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、紹介議員に、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号。以下「委員会条例」という。）第18条の2第1項のオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。
- 3 委員会条例第18条の2第2項及び第3項並びに第18条の3の規定は、前項の規定により委員長が紹介議員にオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

請願者の押印を不要とすることに加え、請願に係る紹介議員のオンライン会議システムによる会議への参加を可能とするため、改正を行うものである。

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （請願書の記載事項等）</p> <p>第3条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合は、その名称及び所在地）を記載し、請願者（法人の場合は、代表者）が署名又は<u>記名</u>をしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条—第6条（略） （紹介議員及び請願者の委員会出席）</p> <p>第7条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員又は請願者の説明を求めることができる。</p> <p><u>2 委員長は、必要があると認めるときは、紹介議員に、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号。以下「委員会条例」という。）第18条の2第1項のオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。</u></p> <p><u>3 委員会条例第18条の2第2項及び第3項並びに第18条の3の規定は、前項の規定により委員長が紹介議員にオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。</u></p> <p><u>4 第1項の請願者には、つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成7年つくば市条例第4号）に基づく実費弁償は支給しない。</u></p> <p>第8条（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （請願書の記載事項等）</p> <p>第3条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合は、その名称及び所在地）を記載し、請願者（法人の場合は、代表者）が署名又は<u>記名押印</u>をしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条—第6条（略） （紹介議員及び請願者の委員会出席）</p> <p>第7条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員及び請願者の説明を求めることができる。</p> <p><u>2 前項</u>の請願者には、つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成7年つくば市条例第4号）に基づく実費弁償は支給しない。</p> <p>第8条（以下略）</p>